

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	2.11.9	円 198,000	令和2年7月20日、麻生区***** **先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の踏切支障報知装置に接触し、破損させたもの
2	環境局	2.11.24	円 58,300	令和2年9月14日、宮前区***** *****で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所のネットのルールに接触し、破損させたもの
3	環境局	2.12.9	円 46,079	令和2年3月17日、被害者宅先路上で、本市職員が、作業を終え、本市中型ごみ収集車に乗車しようとドアを開けた際、当該ドアが、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
4	環境局	2.12.9	円 84,359	令和2年7月3日、幸区***** *****で、本市職員が、本市軽ダンプごみ収集車の荷台にごみを投げ入れようとした際、当該ごみが落下し、右後方から走行してきた被害者所有の自転車に接触し、破損させたもの
5	環境局	2.12.23	円 71,390	令和2年6月25日、川崎区***** *****で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの

6	環境局	3. 1. 13	円 122,485	令和2年11月16日、川崎区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積 所に着けようと後退した際、被害者所有のブ ロック塀に接触し、破損させたもの
7	建設緑 政局	2. 11. 19	円 125,180	令和2年9月7日、宮前区***** *****で、街路樹の枯れ枝が落下し、 信号待ちのため一時停止していた被害者所有 の普通乗用車を破損させたもの
8	建設緑 政局	2. 12. 22	円 402,729	平成30年12月22日、麻生区***** *****で、被害者が歩行中、側溝の蓋 に足を乗せたところ、当該蓋が傾いて転倒し、 負傷したもの
9	建設緑 政局	2. 12. 22	円 87,399	平成30年12月22日、麻生区***** *****で、麻生区在住者が歩行中、側 溝の蓋に足を乗せたところ、当該蓋が傾いて 転倒し、負傷した事件について、健康保険法 第57条第1項の規定に基づく損害賠償請求権 が行使されたもの
10	建設緑 政局	3. 1. 6	円 10,512	令和2年9月15日、高津区***** *****で、被害者が歩行中、視覚障害者 誘導用ブロックの破損により生じた路面の段 差につまずいて転倒し、負傷したもの
11	建設緑 政局	3. 1. 12	円 537,724	令和2年6月20日、多摩区***** *****で、被害者所有の普通トラック が、駐車場から道路に出ようと集水ますの蓋 の上を走行したところ、当該集水ますが陥没 して落輪し、当該普通トラックが破損したも の
12	消防局	2. 12. 11	円 289,773	令和2年10月10日、中原区***** *****で、本市職員が、事故により転倒 していた原動機付自転車を起こしたところ、 当該原動機付自転車が動き出して信号待ちの ため一時停止していた被害者所有の軽乗用車 に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
67	2.4.23	川崎市新 本庁舎超 高層棟新 築工事	東京都新宿区西新宿1丁 目25番1号 大成建設株式会社 代表取締役社長 村田 誉之	契約金額 25,520,000,000 円	契約金額 25,726,294,000 円	3.1.12	地中障害 物撤去等に 伴う増額の 変更を行う ものである。